

## 令和 8 年度終活周知広報業務委託プロポーザル募集要項

### 1. 業務概要

#### I 業務名

令和 8 年度終活周知広報業務

#### II 業務の背景、目的

近年、少子高齢化に伴う人口減少や身寄りのない高齢世帯の増加などの社会構造の変化に伴い、自身の生き方を見つめ直し、人生のエンディングをどのように迎えたいか、そのために今のうちにできること、やるべきことを整理する活動、いわゆる終活への取り組みに社会的な関心が高まっている。

このような背景を踏まえて、本市では、終活支援に関する施策を総合的に推進していくため、令和 7 年 6 月 24 日付で「今を大切に生きる終活支援条例」が制定、施行された。

本業務は、終活関連イベントの企画・運営などの広報活動を通じて、市民に「終活」そのものを広く周知するとともに、終活に関連する情報等を発信することにより、市民の終活の取り組みを支援することを目的とする。

#### III 業務内容

別紙「令和 8 年度終活周知広報業務委託仕様書案」のとおり

#### IV 事業（委託）期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

#### V 提案上限額

2,500,000 円（消費税及び地方消費税込み）

#### VI 特定事業者数

1 者

#### VII 説明会

説明会は実施しない

### 2. 参加資格要件

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人以外の団体等とする。

I 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。

II 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。

III 仙台市税又は現在の主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあっては都税）、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

IV 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。

V 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。

VI 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

### 3. 応募手続

#### I 応募にあたっての質問受付及び回答

##### (1) 受付期限

令和 8 年 6 月 19 日（金）17 時（必着）

##### (2) 提出方法

せんだいオンライン申請サービス

（申請フォーム URL）<https://logoform.jp/form/3PrJ/1556283>



##### (3) 留意事項

- ・せんだいオンライン申請サービス以外での質問は原則受け付けない。
- ・せんだいオンライン申請サービスが使用できない場合や申請フォームの入力方法に不明点がある場合等は、「7. 提出先」の担当あてに問い合わせること。
- ・質問内容に疑義が生じた場合は、市より質問者へ問い合わせをする場合がある。

##### (4) 回答方法

令和 8 年 6 月 26 日（金）までに全ての質問の回答を仙台市ホームページに掲載する。

#### II 参加表明書、企画提案書等の提出

##### (1) 提出書類

①参加表明書（様式第 1 号）：1 部

②会社概要書（様式第 2 号）：1 部

③誓約書（様式第 3 号）：1 部

④履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）（※）：1 部（写し可）

※法人格を有しない場合は運営規約等の写し

⑤直近の決算書またはこれに類する書類：1 部（写し可）

⑥市税の滞納がないことの証明書（※）：1 部（写し可）

※参加表明書の提出日以前 30 日以内に交付を受けたものに限る。

※「市税の滞納がないことの証明書」は、各区役所税務会計課、宮城総合支所税務住民課、秋保総合支所総務課の窓口において交付（1 通 300 円の手数料が必要）を受け、1 部を提出すること。

※現在の主たる事業所所在地が仙台市外の場合、上記に加え、現在の主たる事業所所在市町村が課する市町村税の滞納がないことを証明する書類（東京 23 区に所在する場合は法人都民税の滞納がないことを証明する書類）1 部を提出すること。

⑦消費税及び地方消費税に関する証明書（納税証明書又は未納税のない証明書）（※）

: 1部 (写し可)

※参加表明書の提出日以前 30 日以内に交付を受けたものに限る。

⑧企画提案書 (様式第 4 号): 正本 1 部

⑨企画提案書本文 (任意形式) (※): 2 部 (正本 1 部、副本 1 部)

※A4 判 (横書き)。ページ数の上限は設定しないが、提案意図を明確に伝えることのできる適切な量にまとめること。

⑩経費見積書 (任意様式) (※): 2 部 (正本 1 部、副本 1 部)

※業務内容項目ごとに内訳を記載すること。

(2) 提出期限

令和 8 年 7 月 8 日 (水) 17 時まで (必着)

(3) 提出方法

- ・提出書類①～⑧、⑨企画提案書本文【正本】、⑩経費見積書【正本】: 郵送、宅配または持参 (※)  
※郵送または宅配の場合は、書留郵便等の配達記録が残る郵送方法に限る。なお、事故等による未着については本市では責任を負わない。

※持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとし、持参予定時刻を事前に「7. 提出先」の担当あてに電話連絡すること。

- ・提出書類⑨企画提案書本文【副本】、⑩経費見積書【副本】: PDF 形式にて電子メールで提出 (※)  
※正本にのみ提案事業者名を記載し、副本には提案事業者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。

※1 つの PDF ファイルにまとめて「7. 提出先」の担当あてに電子メールにて提出すること。なお、提出にあたっては、メールの件名に「【書類提出】令和 8 年度終活周知広報業務の企画提案」と明記し、提出後、担当あてに電子メールにて提出した旨を電話連絡し、受領の確認を行うこと。

(4) 提出先

「7. 提出先」のとおり。

### Ⅲ 企画提案書等に関する留意事項

(1) 企画提案書は、別紙「令和 8 年度終活周知広報業務委託仕様書案」や 4-Ⅲに示す審査項目等を踏まえ作成すること。

(2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は提案事業者の負担とする。

(3) 提出期限後の企画提案書等の修正及び差替えは認めない。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 提案事業者が提出する書類は、仙台市情報公開条例上非公開の取り扱いになるものを除き、情報公開の対象となる。

(6) 提出書類は、提案事業者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。

(7) 参加を辞退する場合

参加表明書の提出後に本業務に係る企画提案を辞退する場合には、以下により書類を提出すること。

① 提出書類

辞退届 (様式第 5 号)

② 提出方法

「7. 提出先」の担当あてに電子メールにてデータを提出すること。(※)

※提出後、担当あてに電子メールにて提出した旨を電話連絡し、受領の確認を行うこと。

③ 提出先

「7. 提出先」のとおり。

#### 4. 受託候補者の特定

##### I 受託候補者の特定方法

仙台市が設置する令和8年度終活周知広報業務受託候補者特定に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、各審査委員の評価による合計得点が最も高い提案事業者を受託候補者とする。

なお、提案事業者が多数の場合は、書類選考により、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査の対象となる提案事業者を選考する場合がある。この場合において、書類選考の結果は電子メールにより通知する。

##### II 企画提案内容の審査

###### (1) 実施日

令和8年7月23日（木）（予定）

###### (2) 実施会場

仙台市役所本庁舎6階健康福祉局第4会議室（仙台市青葉区国分町3-7-1）

###### (3) 実施方法

① 出席者は1者につき2名以内とする。

② 1者あたりの持ち時間は、30分以内（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内）とし、仙台市が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。集合、開始時刻等の詳細は別途電子メールにより通知する。

③ プレゼンテーションで使用できる書類は、事前に提出した企画提案書本文及び経費見積書の副本のみとし、資料の変更、追加は認めない。

④ 企画提案書本文等の投影を希望する場合、パソコンは提案事業者が準備すること。その他、投影に必要なモニター、接続ケーブル（HDMI）は本市で準備する。

### Ⅲ 評価基準及び配点

次の審査項目及び配点（合計 100 点）により審査する。なお、業務の目的が達成可能と判断するための「最低基準」は、審査委員各々の得点が 40 点以上とし、これに満たない提案事業者は受託候補者として特定しない。また、合計得点が同点の場合は、審査委員会において協議の上、受託候補者を特定する。

審査項目		配点
業務理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的を理解し、それに沿った提案がなされているか。</li> <li>・提案内容に仕様を正確に反映しているか。</li> </ul>	10 点
実施体制・ 実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の確実な遂行が可能な現実的な実施計画が提案されているか。</li> <li>・担当者の役割分担、組織体制、人員、本市との連絡体制が具体的に示されているか。</li> </ul>	10 点
地域経済への 配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市内に本店または支店が置かれている、本業務において物品調達ややむを得ず再委託を行う場合に仙台市内に本店または支店を有する事業者を受注先とするなど、地域経済への配慮がなされているか。</li> </ul>	5 点
提案内容	<p>&lt;終活関連イベントについて&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の内容と合致しているか。</li> <li>・本市が求めるスケジュール等に対応できる体制になっているか。</li> </ul> <p>&lt;受注者提案による終活に関する周知広報について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の趣旨を踏まえた具体的かつ効果的な周知・広報等の企画提案がなされているか。</li> </ul>	30 点
類似業務の 実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントやその他周知広報に資する取り組みの企画運営等の実施に必要な実績やノウハウを有しているか。</li> </ul>	15 点
事業費の見積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算内容に妥当性があり、経済性に優れているか。</li> </ul>	10 点
独自性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、提案内容における独自の創意工夫があれば加点。</li> </ul>	20 点
	合計	100 点

### Ⅳ 失格事項

提案事業者が次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 提出書類の提出が上記 3-Ⅱ-(2) の提出期限に遅れた場合
- (2) 「2. 参加資格要件」を満たさない又は受託候補者を特定するまでの間に「2. 参加資格要件」を満たさないこととなった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行ったことが判明した場合
- (4) 見積金額（税込）が上記 1-V に示す提案上限金額を上回っている場合
- (5) 提案事業者がプレゼンテーション及びヒアリングの集合時間に 15 分以上遅刻した場合。ただし、提案事業者が災害その他やむを得ない理由により集合時間まで集合できなかったときはこの限りではない。
- (6) 審査の公平性を害する行為があったと本市が認める場合

(7) その他企画提案に関する条件に違反した場合

#### V 受託候補者の決定通知

- (1) 全ての提案事業者審査結果を電子メールにより通知する。また、受託候補者の特定後、受託候補者を本市ホームページで公表する。
- (2) 非特定理由の開示を希望する場合は、特定されなかった旨の通知を受けた日から起算して7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に、「7. 提出先」の担当あてに電子メールにて問い合わせを行うこと。その翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に、電子メールにより回答する。

### 5. 契約

#### I 予算規模

上記1-Vに記載の額を上限とし、提案内容を市と調整し、契約金額を決定する。なお、委託費は、提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲とする。

#### II 委託費の支払い

完了払いとする。

#### III その他

- (1) 受託候補者を特定後、受託候補者と業務委託内容等について協議のうえ、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結する。なお、その受託候補者との契約が成立しない場合は、次点者と交渉を行うものとする。
- (2) 業務委託契約の締結に当たっては、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について受託候補者と別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- (3) 協議が整った後に、受託候補者は改めて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。
- (4) 受託候補者及び仙台市以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、予め著作権を有する者へ使用の確認及び加工の可否等について書面で確認を行うこととし、その費用は全て委託料の中で賄うこと。
- (5) 著作権や著作者人格権に関して係争等が発生した場合は、受託候補者の費用により対応すること。
- (6) 受託候補者は、受託候補者が行う業務を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

## 6. スケジュール

日時	内容
令和8年6月9日(火)	募集開始(公告)
令和8年6月19日(金) 17時まで	質問受付期限
令和8年6月26日(金)	質問回答
令和8年7月8日(水) 17時まで	参加表明受付及び提出書類の提出期限
令和8年7月23日(木)	企画提案の審査(プレゼンテーション及びヒアリング)
令和8年7月28日(火)	審査結果の通知
令和8年8月～	契約の締結、業務開始

## 7. 提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7-1 市役所本庁舎6階

仙台市健康福祉局保険高齢部高齢企画課 事業推進担当 横山

電話：022-214-8515(直通) メールアドレス：fuk005130@city.sendai.jp